

乗務員不足に伴うムーバスのダイヤ改正について

運行事業者の乗務員不足に伴い、突発的な運休による市民生活への影響を回避するとともに、ムーバスを持続可能な公共交通として維持するため、令和8年4月1日から一時的にダイヤ改正を実施する。

1 背景

- ・全国的なバス乗務員不足の深刻化に伴い、ムーバスにおいても令和7年3月17日から10月30日までの間、6号路線（三鷹・吉祥寺循環）で減便を実施し、現在は路線バスの乗務員の応援により復便できているが、依然として運行に必要な乗務員の確保が不安定な状況が続いている。
- ・当該期間の減便に対し、市民から「なぜ6号路線だけなのか。他の路線を含めた対応とすべき」等の意見が多く、一部路線に負担が集中する運行形態では、理解が得られにくいことが明らかとなった。
- ・運行事業者は、国の改善基準告示による労務管理・離職防止の観点から、休暇制度の見直し等（4週6休から4週8休への移行）を実施するため、現行ダイヤのままでは必要乗務員数を安定的に確保できず、急な欠員等により緊急運休等が発生するリスクが高まっている。
- ・路線バスの多くの路線においても減便・運休が行われている状況のため、乗務員不足の改善が見込めない場合は、他自治体と同様にコミュニティバス事業からの撤退も避けられない状況にある。

2 ダイヤ改正のポイント

① 公平性の確保

ムーバスは「市民も利用者もみんなで支える」交通であることから、乗務員不足という構造的課題に対し、特定路線に負担が集中しないよう、市内全域で運行水準を調整する。また、ムーバスは路線バスの乗務員の応援がなければ運行できないため、路線バスとの公平性も考慮する。

※三鷹市・小金井市との共同運行路線は、関係市との協議を要するため、協議が整い次第実施を予定している。

② パターンダイヤの維持

利用者が乗車時刻を把握しやすく、乗継等の見通しも立てやすいことから、パターンダイヤを維持し、利用者のわかりやすさを確保する。

③ 早朝・夜間便の見直し

早朝・夜間のダイヤを見直すことで、1日1路線あたりに必要となる乗務員配置の効率化を図り、必要乗務員数の縮減につなげる。あわせて、路線バスの乗務員からの応援配置が得られやすいシフト構成とする。

④ 運行余裕の確保

交通渋滞等により、一部路線において定時運行ができていないことを鑑み、運行間隔を調整し、定時性と安全性を向上させるための運行余裕を確保する。これにより、遅延の抑制を図るとともに、乗務員の心理的・肉体的負担の低減や離職防止につなげる。

(裏面あり)

3 今後の対応方針

- ・令和8年4月からバス会社と連携した乗務員の採用活動及び離職防止対策をさらに強化し、運行便数の回復や利便性の向上を図る。
- ・現在策定中の地域公共交通計画にも位置付けており、持続可能なムーバス運営にするためのムーバス7路線・9ルート全てを対象とした運行ルート及びダイヤ改正等、運行システムの再構築を検討していく。あわせて、足腰等が弱くムーバス等の公共交通の利用に不便を感じている方への支援を含め、地域全体の移動ニーズを確保するための武蔵野市方式のデマンド交通等を検討していく。
- ・ダイヤ改正後は利用実態調査等により市民生活への影響を把握し、必要に応じてダイヤや周知方法の見直しを検討、実施する。

4 今後のスケジュール

2月15日：市報にてダイヤ改正の必要性及びポイントを周知

2月25日：地域公共交通活性化協議会にてダイヤ改正の承認
改正内容の詳細を市議会議員へ簡易投函にて周知

3月1日：市報特集号にて、改正内容の詳細を周知（停留所掲示等も実施）

3月15日：市報にて再度周知

4月1日：改正ダイヤで運行開始

6月頃：改正後の利用実態調査（利用者数、時間帯別利用、意見・要望等）

10月頃：協議会にて、利用実態・市民意見及びムーバス再構築の進め方を協議

（参考） 路線別ダイヤ改正のイメージ

